

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4676000047号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	11
7. 残置物引取人	12
8. 苦情の受付について	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 霧島会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36 |
| (3) 電話番号 | 0995-57-0100 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 堀之内 康弘 |
| (5) 設立年月 | 昭和61年8月20日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
鹿児島県4676000047号
- (2) 施設の目的 居宅において要介護状態にあり、介護認定された1号・2号被保険者に対して、適正なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 翔朋園
- (4) 施設の所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (5) 電話番号 0995-57-0100
- (6) 施設長(管理者)氏名 堀之内 康弘
- (7) 当施設の運営方針 施設サービス計画に基づき、可能な限り、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 入所定員 30人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として多床室ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	8室	
2人部屋	5室	
4人部屋	3室	
2人部屋	6室	短期入所用居室
合計	22室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 機能回復訓練機セット
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	必要な医薬品, 衛生材料, 医療器具有り

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、医師やご契約者及びご家族等と協議のうえ決定するものとなります。

☆居室に関する特記事項

居室には、2部屋に1個所トイレを設置してあるとともに、身体の不自由な方が使用するのに適した洋式トイレで、壁には手すりも取り付けてあります。洗面所も各室に設置しており、また各ベット・トイレにブザーを設置しているため、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっています。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	基準以上	10名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師		必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30～16:30 1名 日中：08:30～17:30 1名 遅出：09:45～18:45 2名 夜間：17:00～09:30 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30～16:30 1名 日中：09:45～18:45 1名
4. 機能訓練指導員	日中：08:30～17:30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<介護給付サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び個々の負担限度額認定、多床室・従来型個室等の居室に応じて異なります。）

多床室の場合

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. うち、介護保険から給付される金額	6,940 円	7,620 円	8,350 円	9,030 円	9,680 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	694 円	762 円	835 円	903 円	968 円
4. 看護体制加算（Ⅱ）ロ	1日につき 8 円				
5. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき 12 円				
6. 日常生活継続支援加算（Ⅰ）	1日につき 36 円				

7.サービス提供体制加算 (Ⅲ)	1日につき6円				
8.介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本サービス費に各加算を合計し13.6%を乗じた額				
9.自己負担額合計 【①(3+4+5+6+7) ×13.6%】+①	859円	936円	1,019円	1,096円	1,170円

※上記、自己負担額合計は1日当りの概算額であり、加算を四捨五入にて算定する為、利用日数により合計額が変わる場合があります。

従来型個室の場合

1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
2.うち、介護保険から給付される金額	6,246円	6,858円	7,515円	8,127円	8,712円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	694円	762円	835円	903円	968円
4.看護体制加算(Ⅱ)ロ	1日につき8円				
5.個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき12円				
6.日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき36円				
7.サービス提供体制加算(Ⅲ)	1日につき6円				
8.介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本サービス費に各加算を合計し13.6%を乗じた額				
9.自己負担額合計 【①(3+4+5+6+7) ×13.6%】+①	859円	936円	1,019円	1,096円	1,170円

※上記、自己負担額合計は1日当りの概算額であり、加算を四捨五入にて算定する為、利用日数により合計額が変わる場合があります。

※上記、利用料金に対して介護負担割合(1割=1、2割=2、3割=3)を乗じた額を自己負担いただきます。

※サービス利用料金は、この介護給付サービス自己負担額合計に、介護保険の給付対象とならないサービスの食費と居住費が加算されます。

☆居室の位置等の希望に添えないことや、施設側の理由（感染者・精神疾患等での個室利用等）により居室の移動を行っていただく場合もあります。

☆旧措置者（平成12年3月31日までに入居された方）の方は、軽減措置により、自己負担割合が変わります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します

⑥その他介護給付サービス加算（契約書3条参照）

	加算	加算条件
I	初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算
J	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）
K	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
L	経口維持加算（I）	経口より食事を摂取するものであって、摂取機能障害を有し誤嚥が認められるものに、継続して経口による食事の摂取を勧めるための特別な栄養管理等を行う場合（6ヶ月を限度）医師の指示に基づく療養食を提供した場合
M	経口維持加算（II）	経口維持加算Iを算定しており、医師、歯科医師又は言語聴覚士が加わった場合
N	看取り介護加算（I）	施設内での看取り介護を行い、お亡くなりになるまで、看取り介護指針に基づき、特別な介護を行った場合 ①死亡日当日、②死亡日の前日・前々日、③死亡日以前4～30日、④死亡日以前31日～45日
O	若年性認知症入所者受入加算	初老期における認知症によって要介護状態となった入所者に対してサービスを行った場合、1日につき所定単位数を加算
P	安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

⑦その他介護給付サービス加算料金表

	加算	介護給付額 100%	内自己負担額 10%
I	初期加算	1日 300円	1日 30円

J	入院・外泊時加算	1日 2,460円	1日 246円
K	療養食加算	1回 60円	1回 6円
L	経口維持加算 (I)	1月 4,000円	1日 400円
M	経口維持加算 (II)	1月 1,000円	1日 100円
N	看取り介護加算 (I)	1日につき ①12,800円、②6,800円、③1,440円、④720円	1日につき①1,280円、②680円、③144円、④72円
O	若年性認知症入所者受入加算	1日 1,200円	1日 120円
P	安全対策体制加算	入所時に1回200円	入所時に1回20円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	1日 1,445円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1360円

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8:00～8:30 昼食：12:00～12:30 夕食：18:00～18:30

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。
 ※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

※居住（滞在に要する費用（光熱水費及び室料）1日当たりの利用料（居住費）

居住（滞在）に要する費用	通常（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室（2・4人室）	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円
従来型個室	1日 1,231円	1日 380円	1日 480円	1日 880円

④外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

※ 外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合（7日目からの料金）

- ・ 多床室（2人室・4人室）・・・1日あたり 915円
- ・ 従来型個室・・・1日あたり1,231円

ただし、第4段階以上については1日目からの徴収になります

⑤理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金： 実費

職員が行った場合：無料

⑥貴重品の管理

ご利用者等の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者等へ交付します。
- 利用料金：1日当たり 50円

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容 (例)	備考
1月	1日ーお正月 (おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)	
2月	3日ー節分 (施設内で豆まきを行います。)	
3月	3日ーひなまつり (おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。)	
4月	上旬ーお花見 (施設の庭に桜の木があります。その桜の下や、園外に行楽地でお花見をします。)	
5月	第2日曜日ー母の日 (女性の入所者にカーネーションを贈り皆でお祝いします。)	
6月	第2日曜日ー父の日 (男の入所者は釣り堀に家族と出かけ釣りを楽しんでいただきます。) レクリエーション大会 (ニ運動会) を入所者、ご家族と一緒に楽しんでいただきます。	
7月	夏祭り (施設敷地内にて夏祭りをおこないます。)	
8月	花火見学ー (地区の催しに出かけます。)	
9月	敬老の日ー (施設内にて食事・催し物をおこないます)	
10月	紅葉狩りー (園外へドライブをおこないます。)	
11月	文化祭見学 (職員と一緒に出かけます。)	
12月	忘年会・クリスマス会ー (全員で行います。)	

ii) クラブ活動

文芸、書道 (材料代等の実費をいただきます。) 音楽 (材料代実費徴収なし)

⑧複写物の交付

ご利用者等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者等に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

実 費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩契約書第 20 条に定める所定の料金

ご利用者等が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,940 円	7,620 円	8,350 円	9,030 円	9,680 円

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

⑪霧島市を除く他の市町村の医療機関受診の場合

施設の公用車を使用した場合は実費（燃料代のみ）を徴収する。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

振込・指定口座振替・現金支払 あいら農業協同組合/霧島支所 普通預金 0014273 名義 社会福祉法人 霧島会 特別養護老人ホーム 翔朋園 理事長 堀之内 康弘

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	霧島杉安病院
所在地	霧島市霧島田口 2, 1 1 5 番地 1
診療科	内科、外科、整形外科、放射線科。
医療機関の名称	竹田医院
所在地	霧島市霧島田口 3 6 番地
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	中村歯科
所在地	霧島市霧島田口 9 1 9 番地
医療機関の名称	竹田歯科
所在地	霧島市霧島田口 3 6 番地

緊急時職員は、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは上記協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、家族及び管理者に報告する。

(5) 第三者評価の実施状況について

○第三者評価の実施状況 実施無し

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 14 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご利用者等からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者等から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

- ② ご利用者等による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 利用者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第19条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第18条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第21条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者等が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第21条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者等又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について (契約書第23条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) [職名] 生活相談員 古田 建
(解決責任者) [職名] 施設長 堀之内 康弘

○受付時間 毎週日曜日～土曜日
8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○第三者委員 担当者 監事 上牧 幸男 090-8396-1471
監事 川野 茂樹 0995-57-0205
受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

霧島総合支所 介護保険担当課	所在地 霧島市霧島田口8番地4 電話番号 0995-45-5111 内線(5723)・FAX 0995-47-2522 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号(県市町村自治会館内) 電話番号 099-206-1084・FAX 099-206-1069 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-257-3855・FAX 099-251-6779 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県保健福祉部 介護保険課	所在地 鹿児島市鴨池新町10番地1号 電話番号 099-286-2111・FAX 099-286-5554 受付時間 9:00～17:00

特別養護老人ホーム翔朋園利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの】

- ①利用者の介護サービスの向上のための個別サービス計画書（施設サービス計画書・通所介護計画書・ケアプラン等）に係る諸会議
- ②かかりつけ医師（嘱託医）との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④事故が発生した場合の市町村・鹿児島県への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村等への通知
- ⑨虐待を受けたと思われる高齢者等（利用者）を発見した場合の市町村等への通知

【行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの】

- ①厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿の掲示命令への対応
- ②都道府県知事（都道府県職員）による立入検査等への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①介護福祉施設等において行われる学生の実習への協力
- ②福祉サービスや業務の維持・改善のための資料

2 情報提供事業者名等

- ①都道府県（鹿児島県）、市町村等の行政機関
- ②利用されている居宅支援事業者
- ③利用されている医療機関（協力医療機関：霧島杉安病院・竹田医院）
- ④利用されている福祉サービス事業所

3 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。
- ③ 関係した職員への個人情報保護の厳守を徹底すること

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上一部2階

(2) 建物の延べ床面積 1,977.85 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月2日指定 鹿児島県4676000047号 定員12名

[通所介護] 平成12年2月15日指定 鹿児島県4676000039号 定員20名

[居宅介護支援事業]平成11年9月30日指定 鹿児島県4676000021号

(4) 施設の周辺環境 霧島屋久国立公園の一角、霧島連峰の南麓の山紫水明の地にあり温泉の町に位置しています。県道より直線にして100mぐらい離れおり、静かな環境で、全居室日当たりもよく春は花見が出来るぐらい園庭の桜がきれいで、夏は涼しく秋は紅葉冬は雪化粧した高千穂の峰を望むことができます。また夜は鹿児島空港滑走路の美しいオレンジの光を見れる高台にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の職員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員（看護師）を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

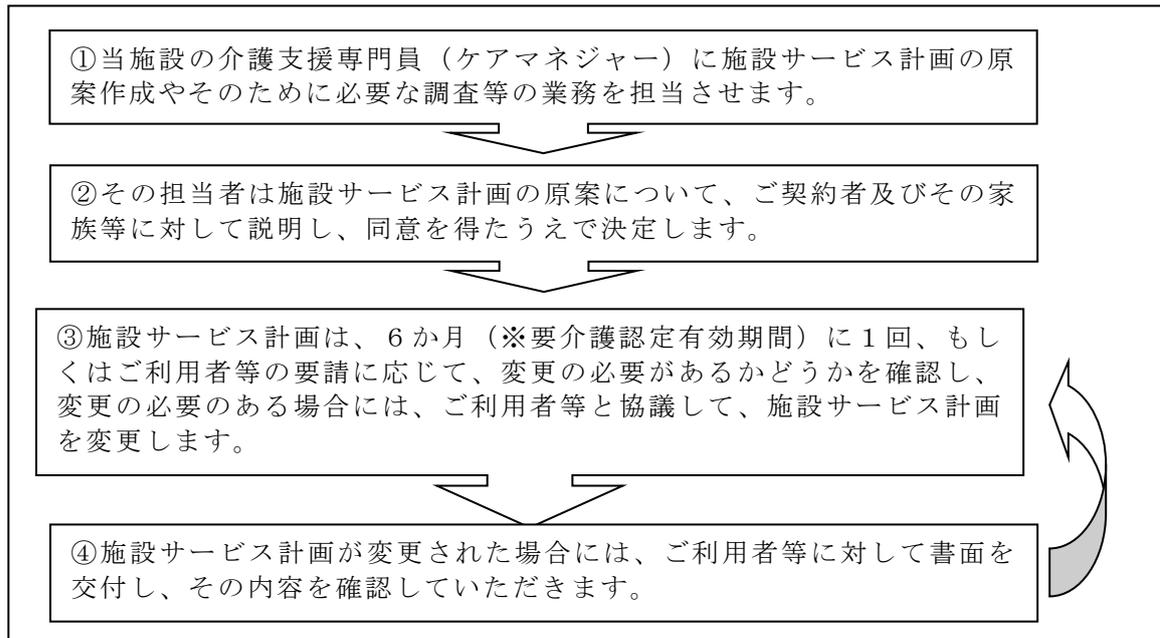
医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（嘱託）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者等に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご利用者等から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし居宅サービス担当者会議等において、サービス実施上必要がある場合には、サービス提供機関にご利用者等の情報を提供します。また、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者等の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
火気使用器具

(2) 面会

面会時間 08:00～21:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て面会簿に記入してください。

※なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（2）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第8条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び個人情報に関する説明を行いました。

特別養護老人ホーム翔朋園指定介護老人福祉施設

説明者職名

氏 名.....印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明及び個人情報の使用に関する説明を受け同意し、指定介護福祉施設サービスの提供開始のため入所契約を締結いたします。

利用者

住 所.....

氏 名.....印

親族代表及び代理人

住 所.....

氏 名.....印

続 柄.....

(代筆の場合での理由)

1. 書字が困難な為
2. 判断力の低下の為
3. その他 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。